

2012年11月22日

宮城県知事
村井嘉浩 様

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
住所：仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F
電話番号：022-276-5162
座長 齋藤昭子
(宮城県生活協同組合連合会会長理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会会長理事	齋藤昭子
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット代表理事	小林達子
主婦連合会仙台支部会長	勝又三千子
宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	三浦絢子
宮城県消費者団体連絡協議会会長	熊谷睦子
みやぎ生活協同組合理事長	齋藤昭子
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	小野瀬裕義
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事	冬木勝仁

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう
放射性物質による汚染問題等に関する要望書

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の調査解明が進むにつれて、宮城県においても県南部はもとより県北部でも積算の被ばく線量の目標である年間 1mSv をはるかに超える放射能汚染が広がっている実態が明らかになってきました。ホットスポットも点在し、より詳細な実態把握も求められています。

このような状況の中で、風評被害により生産者は甚大な被害を受けています。また、加工業者も影響を受けています。そして、多くの県民は放射性物質に対する不安と食品の安全に対して不信感を抱えています。

私たちは、宮城県が消費者・県民の不安・不信感を解消することと、宮城県産品に対する風評被害を払拭するために、下記について要望いたします。

記

1. 学校給食への不安解消のため、学校給食で使用される食材の徹底した放射性物質検査体制を求めます。

宮城県は、2012年1月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」を策定、目標実現のため3月に実施計画を策定しました。宮城県産の農林水産物や県内に流通する加工食品等に対し、県内全市町村に検査機器を配置するなど、新しい基準値に基づく検査体制を整え、生産や流通などそれぞれの段階で検査を行い、安全性の確認を実施しています。

また、宮城県教育委員会では、各教育事務所等に8台の簡易測定器を設置し、学校給食に使用される食材の事前検査(サンプル測定)を実施しており、9月21日からは、学校給食における放射性物質の有無や量を把握するため、学校給食一食について事後検査を行っております。

しかし、検査対象は要望のあった県内12市町及び県立学校8校と限定されているため、子どもを持つ親の、子どもに対する放射性物質の健康影響への不安の払拭の解消にはつながりません。学校給食においては、給食に使用される食材が、放射性物質の検査済みのものであることを確認し、さらに、

保護者からの求めがあれば、検査内容を保護者に情報提供できるような体制を求めます。

2. 県民の不安感及び不信感の払拭のための啓発・情報提供と県民の意見・要望を聞き取り施策に反映してください。

宮城県は、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」で、不安解消のための徹底した対応・県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養を視点とし、食品（農林水産物・加工品）をはじめ水道水、空間放射線、降下物、校庭・プールなどの放射能汚染の測定を行い、ホームページ上等で情報提供しています。

しかし、宮城県食材に対する不安感及び不信感の払拭には至っていません。「食材王国みやぎ」「地産地消の推進」を謳っている宮城県は、宮城県産品のブランドを守っていくこと、県産品の生産者・販売事業者などを支援していくことが求められています。今後、海水の汚染なども懸念されています。

放射線による健康影響は、確定的影響（急性障害）と確率的影響（晩発障害）があり、後者については、将来的に一切健康に影響がないと言いきれる科学的な根拠がありません。そのため、県民の中には、放射性物質の測定値に対して限りなく「ゼロ」を求める人や、出された情報を信頼できないと訴える人がいるのも事実です。

- (1) 宮城県ならではの「放射能 Q&A」を作成し、宮城県食材に対する風評被害を払拭することに役立てていただくことを望みます。
- (2) 県民の不安感及び不信感の払拭のためには、食品中の放射性物質に関する正しい知識の普及、現状行われていることの正確な情報提供が必要です。そのためには、県民が利用しやすい出前講座や、県民が不安に感じていることを的確に吸い上げるための、少人数での意見交換会の開催などを求めます。
- (3) 県民の不安や疑問を把握するために、県 HP の放射能サイト内において、意見を書き込める形式の導入と県民から寄せられた 110 番情報の公表をお願いします。そして、県民の声を施策に反映してください。

3. 高濃度の放射能汚染廃棄物を対象とした管理等について宮城県独自の対策を求めます。

県南部はもとより県北部でも、校庭・園庭・農地・山林などの除染を行っています。県内に放射性物質の中間貯蔵施設が無いことから、汚染稲わらや除染によって取り除かれた土砂などの高濃度汚染物質や農林産物は運び出されること無く、そのまま現地に置かれたままとなっています。

学校や幼稚園・保育園などでは、放射性物質に汚染された廃棄物が子どもたちの手の届く身近な場所にあり、農地や山林においても作物と隣り合わせの状況となる可能性があります。

しかし、宮城県は、「放射性物質汚染対処法」に基づく指定廃棄物（放射性セシウム濃度 8,000Bq/kg 超）を対象とした保管、移動、運搬、処理、処分、施設の維持管理等は、国のガイドラインに基づき実施するため、宮城県独自のマニュアルを策定していません。早急に高濃度の放射能汚染廃棄物に対して、宮城県独自の政策で、廃棄物処理を実行することを望みます。

4. 国に対して、放射能汚染を要因とする、消費者・県民の不安感及び不信感の払拭のために、必要な予算措置の要望を行ってください。

食品中の放射性物質検査・モニタリング調査の強化や県内農畜産物への被害に対する適切な対応を取ることで、風評被害を起こさないための取り組みの強化のための、放射性物質検査体制の整備に必要な人員や検査費用は、財政不足の地方自治体には膨大なものです。また、放射能の不安に対するメンタルヘルスケア及び県民健康調査の実施も必要です。そのために、国に対して、必要な予算措置の要望を行ってください。

以上